

議 案 目 録

令和2年(2020年)7月22日

番 号	件 名
議案第 91 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和2年度(2020年度)彦根市一般会計補正予算(第5号))
議案第 92 号	令和2年度(2020年度)彦根市一般会計補正予算(第6号)
議案第 93 号	令和2年度(2020年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 94 号	令和2年度(2020年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 95 号	令和2年度(2020年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 96 号	令和2年度(2020年度)彦根市病院事業会計補正予算(第3号)
報告第 13 号	和解および損害賠償の額の決定について
報告第 14 号	和解および損害賠償の額の決定について

報告第 13 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 2 年(2020 年)7 月 22 日

彦根市長 大久保 貴

専決第 10 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 2 年(2020 年)6 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

1 和解および損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 和解の要旨

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 55,350 円を支払う。

3 事案の概要

彦根市後三条町 339 番地先の里道において、令和元年 10 月 8 日午後 6 時頃、相手方の車両が当該里道に隣接する駐車場に入場した際および同日午後 9 時頃、相手方の車両が当該駐車場から出場した際、道路の舗装が陥没したことに伴い突出していた側溝壁にタイヤおよびホイールが接触したことにより、相手方の車両が損傷したもの

報告第 14 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 2 年(2020 年)7 月 22 日

彦根市長 大久保 貴

専決第 11 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 2 年(2020 年)6 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

1 和解および損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 和解の要旨

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 36,135 円を支払う。

3 事案の概要

令和 2 年 2 月 8 日午前 8 時 50 分頃、彦根市原町 550 番 23 地先の市道東沼波原線において、相手方の車両が当該道路を南東方向に走行していたところ、当該道路に発生していた陥没部分に車両前方の下部が接触したことにより、相手方の車両が損傷したもの